

第10回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和2年10月22日

午後2時00分

場 所 那須烏山市役所南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

<p>1. 開催日時 令和2年10月22日(木)午後2時00分～3時16分</p> <p>2. 開催場所 那須烏山市役所南那須庁舎 大会議室</p> <p>3. 出席委員(13人) 会長 17番 越雲 宏、職務代理者 9番 石川 実、1番 金子 博、3番 荒井喜代子、4番 鈴木 秀之、6番 齋藤 勉、8番 増子 謙一、10番 中山 忠夫、11番 久郷 義美、13番 栗田 義之、14番 塩野目富夫、15番 小川 祥一、19番 塩野 哲男 各委員</p> <p>4. 欠席委員(6人) 2番 栗野 隆夫、5番 関 閣夫、7番 栗野 育夫、12番 滝田 功、16番 興野 礼子、18番 堀江 恒夫 各委員</p> <p>5. 出席推進委員(0人)</p> <p>6. 議事日程 日程第1 議事録署名人の指名について 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 日程第4 議案第3号 非農地証明願出による現況地目の認定について 日程第5 議案第4号 非農地判断願出による非農地通知の交付について 日程第6 議案第5号 那須烏山市農用地利用集積計画(第222号)の承認について</p> <p>7. 農業委員会事務局職員 事務局長 相ヶ瀬一彦、専門員 糸井美智子、主査 雫 保友</p> <p>8. その他 新型コロナウイルス対策のため、出席者を制限して開催した。</p>	
事務局長(相ヶ瀬)	ただいまから令和2年 第10回総会を開会いたします。それでは、会長にご挨拶をお願いいたします。
会長(越雲)	< 開会前のあいさつ >
事務局長(相ヶ瀬)	本日の欠席委員は、2番 栗野 隆夫、5番 関 閣夫、7番 栗野 育夫、12番 滝田 功、一委員、16番 興野 礼子、18番 堀江 恒夫委員の6名で、出席委員は、19名中13名でありますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会議事規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は 越雲会長をお願いいたします。
議長(越雲)	直ちに会議を開きます。(午後 2時 00分) 議事日程の朗読をお願いします。
事務局長(相ヶ瀬)	< 議事日程の朗読 >

議長	経過報告をお願いします。
事務局長（相ヶ瀬）	< 経過報告を朗読 >
議長	<p>これより議事に入ります。日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会議事規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>< 異議なしの声 ></p>
議長	<p>異議なしと認め、議事録署名委員は、8番 増子 謙一 委員、10番 中山 忠夫 委員を指名いたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 雫 保友 氏 と 糸井 美智子 氏 を指名いたします。それでは、次に、日程第2議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。</p>
事務局（糸井）	< 議案第1号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、10番 中山 忠夫 委員をお願いします。
10番 中山 忠夫 委員	<p>10月20日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号1のとおりです。渡人と受人の関係、親子。権利移動等の内容 贈与による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、30年。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター、耕運機。水田については近くの親類に頼んで作ってもらっている。取得地への通作距離、約0.1km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると認められる。30アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	整理番号2番について、13番 栗田 義之 委員をお願いします。
13番 栗田 義之 委員	10月20日、石崎推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第

<p>(13番 栗田 義之 委員)</p>	<p>1号、整理番号2のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、57年。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、耕運機。水田は委託している。取得地への通作距離、約0.1km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると認められる。30アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号3番、4番について、14番 塩野目 富夫 委員にお願いします。</p>
<p>14番 塩野目 富夫 委員</p>	<p>10月10日、齋藤推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号3のとおりです。渡人と受人の関係、親族。権利移動等の内容、贈与による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、ソバ。農業従事年数及び農業形態、50年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、乾燥機、粃摺り機、選別機、管理機。取得地への通作距離、約0.7km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると認められる。30アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>10月11日、池澤推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号4のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、30年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター、田植機、コンバイン。取得地への通作距離、約0.7km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると認められる。30アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。</p>
<p>議長</p>	<p>< 質疑なし ></p> <p>上程中の議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。</p>

議長	<p>< 異議なしの声 ></p> <p>ただいま上程中の、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は異議がないようですので、申請のとおり許可することに決定いたしました。続きまして、日程第3 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。</p>
議長	<p>< 議案第2号 議案書の朗読 ></p> <p>調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、2番、3番について、11番 久郷 義美 委員にお願いします。</p>
11番 久郷 義美 委員	<p>10月20日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、親族。転用事業者、●●●。農地区分、第3種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が宅地、西が畑、南が道を挟んで宅地、北が青地。同意書、無。権利の移転、設定贈与による所有権移転。転用計画、転用事業者は、申請地に隣接する住宅で夫と4人の子と同居しているが、子の成長に伴い手狭になってきたことから住宅の建築を計画し、申請地について親族から贈与を受けられることになり申請に至った。転用面積 300 m² 一般住宅 木造2階建。建築面積 51.34 m²、進入路 南側。給水、市営水道。排水、公共下水道。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の預金通帳写しにより事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和2年11月1日から令和2年12月31日。その他 他法令等との関係等、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など、転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>10月20日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号2及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第三者。転用事業者、●●●株式会社。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が道を挟んで畑・田、西が畑、南が水路を挟んで田、北が道を挟んで畑・雑種地。同意書、有。権利の移転、設定、賃借権の設定20年。転用計画、転用事業者は、●●●に本社を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積 1,076 m² 太陽光発電設備の設置。構造等、周囲フェンス設置、入口 北側。管理計画、自社にて維持管理、保守管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、無。排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透処理。貸借終了後の対応、転用事業者により原状復帰して返還。資金関係の証明 金融機関の残高証明書により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、許可後早々に。その他 他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、東</p>

<p>(11番 久郷 義美 委員)</p>	<p>京電力と接続協議済、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など、転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>10月20日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号3及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●合同会社。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が水路を挟んで山林、西が宅地・青地、南が道を挟んで田・畑、北が青地。同意書、無。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本社を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積 1,329 m² 太陽光発電設備の設置。構造等、パネル 272 枚、周囲フェンス設置、入口 北側。管理計画、自社にて維持管理、保守管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透処理。資金関係の証明、金融機関の残高証明書により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期許可後早々に。その他 他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、東京電力と接続協議済、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など、転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号4番について、4番 鈴木 秀之 委員にお願いします。</p>
<p>4番 鈴木 秀之 委員</p>	<p>10月20日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号4及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●。農地区分、第1種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が畑、西が道を挟んで畑、南が畑、北が道を挟んで畑。同意書、無。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、今年の台風19号による浸水で住宅が大規模半壊の被害を受けたため、住宅の建築を計画し、浸水想定区域から外れている申請地を購入できることになり申請に至った。転用面積 499 m² 一般住宅 木造平屋建。建築面積 119.03 m²、進入路 西側。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、市営水道。排水、合併浄化槽で処理し敷地内処理。雨水排水、敷地内 自然浸透。資金関係の証明、金融機関の融資審査結果により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和2年10月25日から令和3年3月31日。その他 他法令等との関係等、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など、転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号5番、6番について、6番 齋藤 勉 委員にお願いします。</p>

<p>6番 齋藤 勉 委員</p>	<p>10月20日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号5及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●●。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が畑・原野・雑種地、西が道を挟んで畑、南が道を挟んで畑、北が畑。同意書、無。権利の移転、設定、賃借権の設定20年。転用計画、転用事業者は、●●●に本社を有し、小売業に加え、太陽光発電事業を行っているが、再生可能エネルギーによる事業拡大と電力供給のため、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積 1,596 m² 太陽光発電設備の設置。構造等、パネル 390 枚、周囲フェンス設置、入口 西側。管理計画、自社にて維持管理、保守管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透処理。貸借終了後の対応、期間満了前に協議し、継続しない場合は事業者により現状回復し返還。資金関係の証明、金融機関の残高証明書により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和2年12月1日から令和3年1月31日。その他 他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、東京電力と接続協議済、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など、転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>10月20日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号6及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係第3者。転用事業者、株式会社●●●。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が畑・原野、西が道を挟んで畑、南が畑、北が畑。同意書、無。権利の移転、設定、賃借権の設定20年。転用計画、転用事業者は、●●●に本社を有し、小売業に加え、太陽光発電事業を行っているが、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積 304 m² 太陽光発電設備の設置。構造等、パネル 390 枚、周囲フェンス設置、入口 西側。管理計画、自社にて維持管理、保守管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透処理。貸借終了後の対応、期間満了前に協議し、継続しない場合は事業者により現状回復し返還。資金関係の証明 金融機関の残高証明書により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和2年12月1日から令和3年1月31日。その他 他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、東京電力と接続協議済、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など、転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>整理番号7番について、4番 鈴木 秀之 委員にお願いします。</p>
<p>4番 鈴木 秀之 委員</p>	<p>10月20日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号7及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が原野・道を挟んで山林・宅地、西が道を挟んで田、南が田・道を挟んで田、北が道を挟んで畑。同意書、無。権利の移転、設定、賃借権の設定20年。転用計画、転</p>

(4番 鈴木 秀之 委員)	<p>用事業者は、●●●に住所を有し、会社員の副業として太陽光発電事業を行っているが、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積 2,157 m² 太陽光発電設備の設置。構造等、パネル 288 枚、周囲フェンス設置、入口 西側。管理計画、自身にて維持管理、保守管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透処理。貸借終了後の対応、期間満了前に協議し、継続しない場合は事業者により現状回復し返還。資金関係の証明、金融機関の融資証明書により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和 2 年 11 月 5 日から令和 2 年 11 月 25 日その他 他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、東京電力と接続協議済、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など、転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>休憩いたします。(午後 2 時 35 分)</p> <p>再開いたします。(午後 2 時 55 分)</p> <p>< 質疑なし ></p>
議長	<p>上程中の議案第 2 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。</p> <p>< 異議なしの声 ></p>
議長	<p>ただいま上程中の 議案第 2 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」 は、異議がないようですので申請のとおり許可することに決定いたしました。続きまして、日程第 4 議案第 3 号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。</p>
事務局 (糸井)	<p>< 議案第 3 号 議案書の朗読 ></p>
議長	<p>調査委員の報告をお願いいたします。整理番号 1 番について、4 番 鈴木 秀之 委員にお願いします。</p>

4番 鈴木 秀之 委員	<p>10月13日に、調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は議案第3号 整理番号1のとおりです。調査方法、現地確認。土地の履歴、平成19年相続により取得。非農地になった時期及び現在の利用状況、議案書のとおり。非農地になった経緯、人為的。周辺への影響、なし。非農地となって何年経過したか、経過年数、約23年。申請地は、平成10年以前に●●●の倉庫及び検査場敷地として賃貸し、敷地は舗装され、現在まで引き続き利用している。農地への復元の可能性は、極めて困難。非農地の申請目的、宅地。調査の結果、非農地と認定する要件を満たすため認定が相当と思われま。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>< 質疑なし ></p>
議長	<p>上程中の議案第3号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 は、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。</p> <p>< 異議なしの声 ></p>
議長	<p>ただいま上程中の 議案第3号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 は、異議が無いようですので、願出のとおり認定することに決定いたしました。次に、日程第5 議案第4号 「非農地証明願出による非農地通知の交付について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。</p>
事務局（糸井）	<p>< 議案第4号 議案書の朗読 ></p>
議長	<p>調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、8番 増子 謙一 委員にお願いします。</p>
8番 増子 謙一 委員	<p>10月18日に、調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は議案第4号 整理番号1のとおりです。調査方法、現地、関係書類等を見て確認。土地の履歴、昭和59年 国土調査による成果により地目、面積変更。令和2年 相続により取得。非農地になった時期及び経緯、現在の利用状況、一時的に開墾して畑として使用した経緯はあるようだが約35年前には山林の状態であり、一部には杉・桧が植林され、不耕作のまま現在にいたる。直近の利用状況調査結果、該当なし。周辺農地への影響等、農振法上の農用地区域該当、有。農用地の場合、除外の可能性、有。集团的まとまりのある農地の中の農地の該当、無。地域における農地の効率的・総合的利用の支障、無。その他、納税猶予制度の適用、無。農業者年金制度の適用、無。遊休農地の判断、B分類。調査の結果、農地への復元が著しく困難であるB分</p>

(8番 増子 謙一 委員)	類と思われるため、農業委員会が非農地と判断し、その旨を通知することは相当と思われます。以上のおおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号2番について、調査報告をお願いします。
事務局(糸井)	調査員の16番 興野 礼子 委員より急遽欠席の連絡があり、電話で報告を受けておりますのでお伝えしたいと思っております。10月12日に、大森推進委員と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は議案第4号 整理番号2のおおりです。土地の履歴、昭和61年 国土調査による成果により合筆、面積変更。平成元年売買により取得。非農地になった時期及び経緯、現在の利用状況、申請地は傾斜地で耕作しづらいため平成3年ごろから不耕作となり、徐々に篠や雑木が繁茂し現在に至る。農振法上の農用区域該当、無。集団的まとまりのある農地の中の農地の該当、無。地域における農地の効率的・総合的利用の支障、無。その他、納税猶予制度の適用、無。農業者年金制度の適用の無。遊休農地の判断、B分類、農地への復元が著しく困難であるB分類と思われるため、農業委員会が非農地と判断し、その旨を通知することは相当と思われます。ということでございますので、代理で報告させていただきます。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。 < 質疑なし >
議長	上程中の議案第4号 「非農地証明願出による非農地通知の交付について」 は、申請のおおりに許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。 < 異議なしの声 >
議長	ただいま上程中の 議案第4号 「非農地証明願出による非農地通知の交付について」 は、異議が無いようですので、願出のおおりに交付することに決定いたしました。次に、日程第6 議案第5号 「那須烏山市農用地利用集積計画(第222号)の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局(糸井)	< 議案第5号 議案書の朗読 >
議長	休憩いたします。(午後 3時 09分)

<p>(議長)</p>	<p>再開いたします。(午後 3時 11分)</p> <p>内容について、事務局から説明していただきます。</p>
<p>事務局 (雫)</p>	<p>議案第 5 号 那須烏山市農用地利用集積計画 (第 222 号) の承認について、ご説明いたします。本案については、那須烏山市農用地利用集積計画における「利用権の設定」について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、市から農業委員会に対して、承認申請があったものです。今回承認申請のあった、那須烏山市農用地利用集積計画 (第 222 号) については、新規 2 件、更新 81 件です。利用権の設定を受ける者 42 名、利用権を設定する者 77 名です。利用権の設定面積は、288,388 m²です。令和 2 年度 累計は、481,090 m²です。設定内容及び設定を受ける者の経営状況等につきましては資料のとおりです。なお、本計画は、令和 2 年 10 月 30 日公告予定です。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>< 質疑なし ></p>
<p>議長</p>	<p>上程中の議案第 5 号 「那須烏山市農用地利用集積計画 (第 222 号) の承認について」 は、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。</p> <p>< 異議なしの声 ></p>
<p>議長</p>	<p>ただいま上程中の 議案第 5 号 「那須烏山市農用地利用集積計画 (第 222 号) の承認について」 は、異議がないようですので申請のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程は終了したので、閉会といたします。</p> <p>(午後 3時 16分)</p>

上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年10月22日

議 長

8 番

10 番